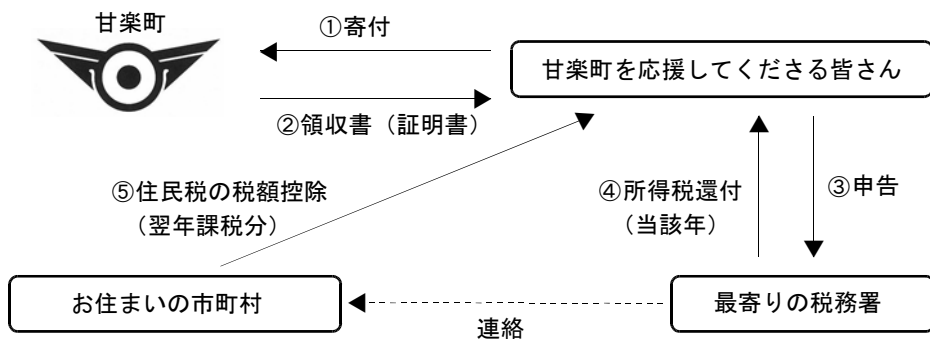


■ご注意ください

甘楽町では皆さんに電話などで直接寄付のお願いをすることは
ありませんので「詐欺」などの不当な請求にご注意ください！

◆個人住民税、所得税が軽減されます◆

寄付をしていただいた場合、個人住民税額所得割額の概ね1割を限度として、寄付金額の5千円を超える部分について、所得税の所得控除とあわせて税額が控除されます。



善意の紹介

- ◎長岡今朝吉さん(町名誉町民・東京都目黒区)①福祉のために現金500万円を寄付されました。
- ◎長岡今朝吉さん(町名誉町民・東京都目黒区)②福祉のために現金500万円を寄付されました。
- ◎長岡今朝吉さん(町名誉町民・東京都目黒区)③福祉のために現金500万円を寄付されました。
- ◎山田利和さん(福島)図書購入費として現金10万円を寄付されました。
- ◎山田和明さん(天引)各地のマラソン大会参加賞のTシャツ43枚を寄付されました。
- ◎松井 馨さん(秋畑)現金10,000円を寄付されました。
- ◎山田啓二さん(福島)甘楽町グラウンドゴルフ大会優勝旗を寄付されました。



グラウンドゴルフ大会優勝旗

これらの善意に深く感謝し、広く皆さんにお知らせします。

◎お申し込み方法

振込の場合……申込書は役場窓口にあります。ご連絡をいただければ郵送いたします(返信用封筒を同封いたします)。町HPからもダウンロードできます。ご記入後、役場窓口にご持参いただくか、郵送、FAX、メールにてお送りください。受領後、振込用紙をお送りいたします。

現金の場合……役場窓口にお越しください。(土・日・祝も可)

※いずれの場合も寄付金受領後、領収書をお渡し(お送り)いたします。

●問合せ先

制度について
企画課企画調整係 内線 240・241

税額控除について
住民課税務係 内線 262・263

ふるさと甘楽へ

思いをよせて

2月1日スタート

甘楽町ふるさと納税制度

「ふるさと納税」とは、「生まれ育った」「ゆかりがある」「思い出がある」「大切な人がいる」、そんなまちを「大切にしたい」「発展に貢献したい」という気持ちを寄付金という形で表そうという制度です。

◆使いみちは指定できます◆

歴史を生かしたまちづくりに関する事業



自然環境の保全に関する事業



健康増進及び福祉の向上に関する事業



産業の振興に関する事業



教育・文化・スポーツ活動の充実にに関する事業



住民参加のまちづくりに関する事業

